

伊丹市上下水道局水道管寄附採納取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、開発事業者等申請者（以下、「申請者」という。）が整備する水道管（付属設備を含む。）に対して、配水管として伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が受理する寄附採納の取扱について必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準及び手続きの適正化に資するとともに公正な判断を担保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に関する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附採納 申請者が水道管（付属設備を含む。）を局に無償譲渡し、その譲渡を局が受理することをいう。寄附採納された水道管（付属設備を含む。）は、以後、局により維持管理を行うものとする。
- (2) 水道管 働きにより分類されており、導水管、送水管、配水管及び給水管等をいう。
- (3) 配水管 人の飲用に適する水として浄水施設でつくられた浄水を配水池又は配水ポンプ場が起点となり需要者の給水装置（給水主管又は給水管の分岐点から下流）へ輸送、分配することを目的として局等が整備し、又は、局の管理に属する管をいう。配水本管及び配水支管に分類される。
- (4) 給水装置 配水支管から分岐して設けられた給水主管、給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 付属設備 遮断用仕切弁、制御用仕切弁、空気弁、減圧弁、排水設備、消火栓、流量計及び水圧計等をいう。

(寄附採納の要件)

第3条 申請者が整備する水道管（付属設備を含む。）に対して、配水管として局が受理する寄附採納の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認定道路，又は認定道路になることが決定されている土地に整備された水道管（付属設備を含む。）であること。
- (2) (1)以外の場合であっても，道路管理者又は河川管理者より，局が所有するものとして条件を付された水道管（付属設備を含む。）であること。
- (3) 水道管の両端は，既設配水管と相互連絡していること，又は，水道管の両端のいずれか一方が，既設配水管と連絡できない場合は，維持管理上必要な機能を有していること。
- (4) 局が指定する耐震管であること。
- (5) 局と協議の上決定した場所に，必要箇所数の付属設備を設置していること。

（事前相談）

第4条 申請者は，前条に規定する水道管（付属設備を含む。）を布設しようとする場合は，余裕期間を設定した上で，局と事前相談を開始しなければならない。

2 余裕期間とは，事前相談から寄附採納協議書（様式第1号。以下，「協議書」という。）の提出までの期間とし，30日以上の日数を設けるものとする。

3 申請者は，局に対して，余裕期間中に第3条に規定する要件の確認及び検討並びに工事の施行体制の整備等について相談するものとする。

（協議）

第5条 申請者は，前条第1項の事前相談により決定した内容に従い寄附採納を行う場合は，事前相談後，速やかに局と寄附採納に係る協議を行わなければならない。

2 前項の協議は，協議書によるものとし，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図面
- (2) 数量総括表
- (3) その他局が必要とする書類

(協議書の回答)

第6条 局は、前条第2項の協議書を審査し、その内容が第3条に規定する要件を満たすと判断した場合は、協議書の提出日から14日以内に寄附採納の協議に関する回答書(様式第2号。以下、「協議回答書」という。)を交付するものとする。

2 局は、前項に基づく審査により、その内容が第3条に規定する要件を満たさないと判断した場合は、協議書を返戻するものとする。

(計画の変更)

第7条 申請者は、前条第1項の協議回答書の受理から工事の施行までに、第5条第2項の協議書の内容に変更が生じた場合は、速やかに局と寄附採納に係る計画の変更協議を行わなければならない。

2 前項の協議は、協議書によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図面(変更)
- (2) 数量総括表(変更)
- (3) その他局が必要とする書類

3 局は、前条の協議書による協議を受けた場合は、前条と同様の方法により審査及び回答を行うものとする。

(工事の施行)

第8条 申請者は、協議回答書の受理後、工事の施行を行うことができるものとする。

2 申請者は、伊丹市上下水道局土木工事共通仕様書に基づき工事の施行を行わなければならない。

3 申請者は、工事の施行に伴い事前に次の各号に掲げる書類等を提出し、局の承認を得なければならない。

- (1) 施工計画書
- (2) 材料承認願
- (3) 給水装置工事申込書

(4) その他局が必要とする書類

4 水道管に対する穿孔及び洗管等は、局職員の立会いのもと行わなければならない。ただし、局と協議の上、工事写真等の提出により、一部の立会いを省略することができる。

(申請)

第9条 申請者は、工事完成後、速やかに局に寄附採納に係る申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、寄附採納申請書(様式第3号。以下、「申請書」という。)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 竣工図面

(2) 数量総括表

(3) 材料証明書類

(4) 土地の記録(公図・地積測量図・登記事項証明書)

(5) 工事写真

(6) その他局が必要とする書類

(図面)

第10条 設計図面及び竣工図面は、伊丹市上下水道局が制定した水道工事図面作成基準に基づき作成しなければならない。

(申請書の回答)

第11条 局は、第9条第2項の申請書を審査し、その内容に基づき工事を施行したと判断した場合は、提出日から14日以内に寄附採納の申請に関する回答書(様式第4号。以下、「回答書」という。)を交付するものとする。

2 局は、第9条第2項の申請書の内容に基づき工事を施行していないと判断した場合は、申請者に第9条第2項の申請書を返戻するものとする。

(寄附採納後の維持管理)

第12条 寄附採納された水道管(付属設備を含む。)は、局が維持管理を行うものとする。

2 局への水道管（付属設備を含む。）の固定資産の異動及び管理の移管は，前条第1項の回答書の交付日より発生するものとする。
（費用の負担）

第13条 この要綱に規定する協議及び申請等に要する費用は，申請者の負担とする。
（契約不適合責任）

第14条 局は，寄附採納された水道管（付属設備を含む。）が種類又は品質に関して申請の内容に適合しないものであるときは，申請者に対し，目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，その履行の追完に過分の費用を要するときは，局は履行の追完を請求することができない。

2 前項に規定する請求は，第11条第1項の回答書の交付日から起算して2年とする。
（その他）

第15条 この要綱の実施に関して，要綱に定めのないもの，又は新たに疑義が生じた場合は，その都度局が定める。

付 則

この要綱は，令和8年4月1日から施行する。